

## 1 基本的な考え方

いじめは、いじめを受けた子供の心に永く深い傷を残すものであり、いじめはどの学級にも起こり得るといふ認識の下、日常的に未然防止に取り組むとともに、いじめを把握した場合には学校が総力をあげて速やかに解決する。とりわけ、子供の尊い命が失われることは決してあってはならないことであるため、早期発見・早期対応を基本とした次のような取組を講じていく。

### (1) いじめを生まない、許さない学校づくり

＜いじめに関する子供たちの理解を深める＞

子供たちがいじめについて深く考え理解するための取組として、「特別の教科 道徳」の授業や児童会等による主体的な取組への支援を通じて、子供たちがいじめを絶対に許さないことを自覚するように指導する。

### (2) 子供たちをいじめから守り通し、子供たちのいじめの解決に向けた行動を促す

＜いじめを受けた子供を守る＞

いじめを受けた子供からの情報やいじめの兆候を確実に受け止め、いじめを受けた子供が安心して学校生活を送ることができるようにするため、いじめを受けた子供を組織的に守り通す取組を徹底する。

＜子供たちの取組を支える＞

周囲の子供たちが、いじめについて知っていながらも「言ったら自分がいじめられる」などの不安を抱えていることを直視し、周囲の子供の発信を促すための子供たちによる主体的な取組を支援するとともに、勇気をもって教員等に伝えた子供を守り通す。

### (3) 教員の指導力の向上と組織的対応

＜学校一丸となって取組む＞

いじめに適切に対応できるようにするため、教員のいじめ問題への鋭敏な感覚と的確な指導力を高める。また、教員個人による対応ではなく、いじめを認識した時点で直ぐに情報を共有し、学校全体による組織的な対応を行う。

＜社会総がかりで取組む＞

いじめが複雑化・多様化する中、学校がいじめ問題を迅速かつ的確に解決できるようにするため、保護者や地域、関係機関と連携し、社会総がかりでいじめ問題解決に向けて取り組む。

## 2 いじめ防止に関する学校の組織体制等（いじめ防止対策推進法22条による）

### 【いじめ対策委員会（随時開催）】

日常の観察、アンケート、サポート委員会、被害児童・保護者からの訴え、教育相談、周囲からの情報等はいじめの疑いのある事案が発生した場合には、担任は速やかに被害児童の安全確保に努め、学年主任に報告し担任と学年主任が連携して初期情報収集に当たる。担任と学年主任は、大まかな内容をまとめ、生活指導主任及び管理職へ報告する。管理職は、いじめ対策委員会を招集し、教育委員会へ一報を入れ、いじめ対策委員会を招集し開催する。

いじめ対策委員会は、校長・副校長・生活指導主任・保健主任・特別支援コーディネーター・養護教諭・当該学年主任・当該学級担任・人権推進委員・スクールカウンセラーで構成する。

いじめ対策委員会では、今後の方針決定・対応の検討を行い、それに基づき、情報の共通理解、いじめの認知、調査・聴き取り、保護者への連絡等を行う。いじめ対策委員会を開催した場合には、議事録を作成し記録を残す。いじめの認知をした事案については、いじめが「解消している」状態になったことを確認し、「いじめ対策委員会」が被害児童の状況等を総合的に判断した上で、校長が判断する。（いじめ対策フローチャート参照）

### 3 4つの段階に応じた具体的な取組（「東村山市立学校 学校いじめ防止基本方針」参照）

#### （1）未然防止のための取組

- ・学校いじめ基本方針の策定とホームページでの公開と学校だより等での周知
- ・学校いじめ対策委員会の設置と定期的な開催で教職員の意識向上と組織的対応の徹底
- ・人権教育年間計画を見直し、いじめ問題に関する年間指導計画の追加・作成・実行
- ・法教育の実施・人権教育プログラムの活用による人権教育の充実・いじめを許さない指導の充実
- ・いじめに関する授業の実施・自尊感情・自己肯定感を高める道徳教育・特別活動等の取組の実施
- ・いじめを撲滅するための児童会等による取組の支援・安心して生活できる学級・学校風土の創出
- ・ユニバーサルデザイン化による誰にでもわかりやすい授業と教室環境の整備
- ・学習規律と学習方法の全校同じ取組の実施・学校評価による検証と基本方針の見直し
- ・児童が主体的に行動しようとする意識や態度の育成・東京都教育委員会「SNS 東京ルール」の活用し、インターネットを通じて行われるいじめについて考える情報モラル教育の推進。
- ・身近な大人や友達に相談できることを学ぶ「SOSの出し方に関する教育」の推進、及びすべての教職員がいつでも相談に応じる体制の構築。・保護者への理解啓発と日常的に情報を共有できる体制の構築。

#### （2）早期発見のための取組

- ・朝の出席・健康観察時の確認。
- ・管理職による出席簿の毎月の点検と3日以上欠席者の確認。
- ・毎週実施する生活指導全体会やサポート委員会等での児童情報の共有。
- ・看護当番による校内巡視等を通じた子供の状況観察・学校生活アンケートの実施といじめ等の分析・指導・対応・報告。
- ・スクールカウンセラーによる5年生全員面談の実施・結果の集約・対応。（年度当初）
- ・担任と保護者との面談の実施。（原則年2回 7月、12月）
- ・いじめに関する情報の管理といじめの定義を限定して解釈しないよう教職員間共通理解の徹底。
- ・学校だより・全校講話・保護者会等の活用によるいじめ等に関する情報の早期把握・スクールカウンセラーによる保護者面談の実施。
- ・いじめが疑われる事実へ迅速な対応を行うため、地域防犯関係者・民生委員・主任児童委員・児童館・学童クラブ等との連携、「東村山市不登校未然防止・早期発見・早期対応マニュアル」の活用等を実施。

#### （3）早期対応のための取組

##### ①初期対応の取組

- ・いじめ対策委員会を核とした対応、把握した情報に基づく対応方針の策定・検討・実施。
- ・役割分担の明確化・速やかな情報の収集と現場検証・インターネットのいじめは拡散防止と削除。
- ・いじめに繋がりがかねない状況を見付けたら速やかな情報共有を行い、いじめ防止の指導を行い、状況・指導内容等の記録を行う。

##### ②被害児童への取組

- ・スクールカウンセラーによる被害児童や保護者との面談の実施。
- ・担任・学年主任・生活指導担当者等複数の教職員による聞き取りの実施
- ・被害児童の安全確保や心身のケア。

##### ③加害児童への取組

- ・スクールカウンセラーによる加害児童や保護者との面談の実施。
- ・担任・学年主任・生活指導担当者等複数複数職員による聞き取りの実施。
- ・再発防止に向け、加害児童への組織的・継続的な観察・指導。
- ・家庭における児童の指導等に係る依頼。

#### ④周囲の児童への取組

- ・いじめを伝えた児童の安全の確保
- ・特別の教科 道徳・特別活動等の授業を通して、「いじめを見て見ぬふりをしない」という指導
- ・いじめ防止カードの活用した指導 等

#### ⑤その他（教育委員会・関係機関との連携、保護者・地域との連携等）

- ・地域人材を活用した登下校時の見守り・PTAの活用
- ・関係する保護者との情報の共有
- ・教育委員会・家庭支援センター等との連携によるケース会議等での情報の共有
- ・いじめに係る行為終了から3か月程度の経過観察の実施 等

#### （4）いじめ事案への対処

- ・事案が発生した場合には、「いじめ防止対策推進法」第22条に基づき、校長は、即いじめ対策委員会を招集・開催し、方針決定・対応の検討を行う。（いじめ対応フローチャートを参照）
- ・いじめ防止対策推進法（28条・30条）に基づき、東村山市教育委員会への報告と連携を行うとともに、必要に応じて東村山警察署への相談や通報、児童相談所、医療等その他関係機関等との連携を行う。
- ・被害の児童に対しては、緊急避難措置等について検討・実施し、複数の教員による当該児童の保護や情報共有の徹底を図る。また、加害の児童やその保護者も含めた指導・支援を検討し、実施する。
- ・調査実施後は、被害の児童、加害の児童及びその保護者へも情報提供し、家庭と連携して指導する。
- ・アンケートの質問紙の原本等一次資料、アンケート・聴取結果記録等二次資料及び調査報告書は、実施年度末より5年間の保存とする。

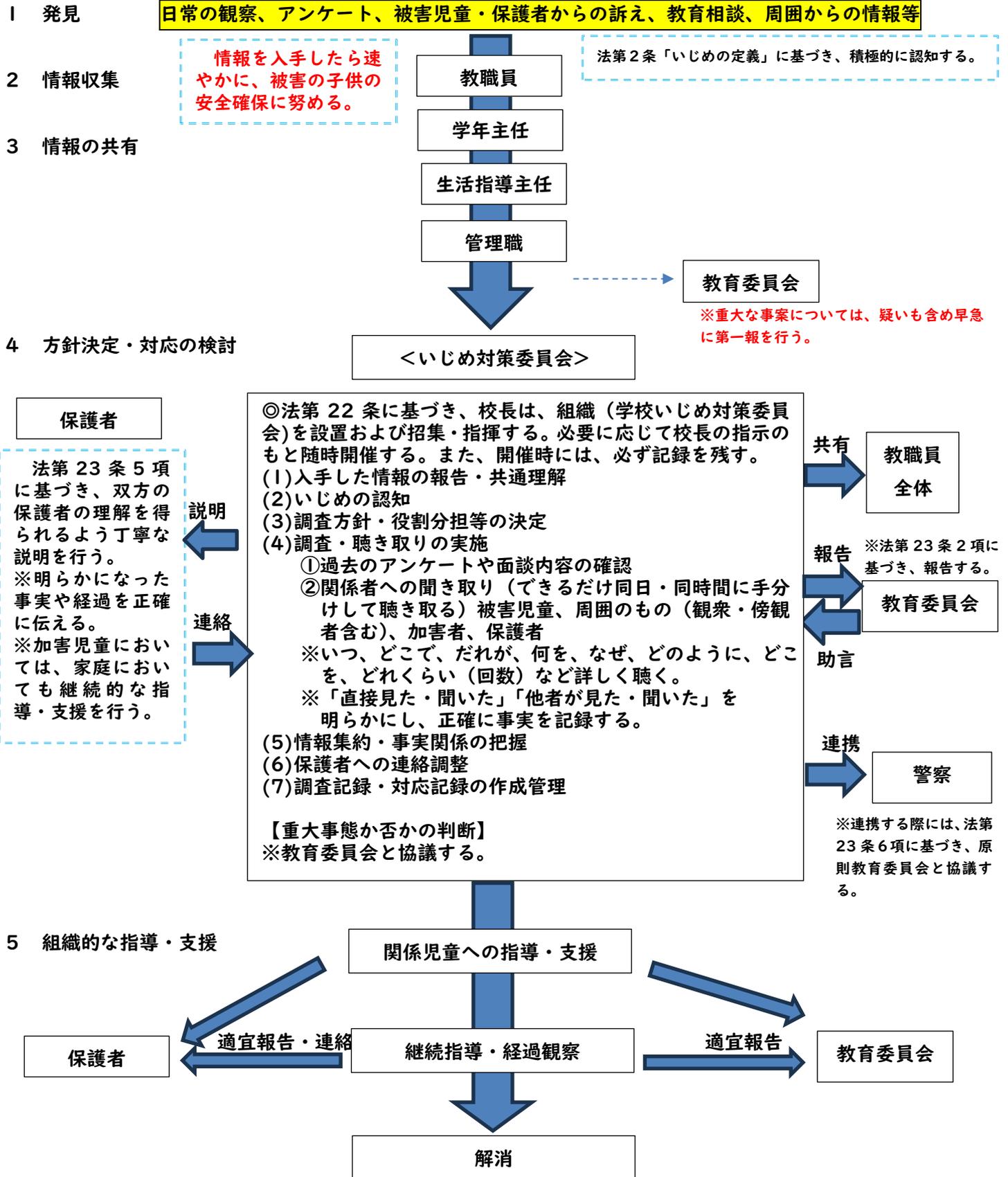
### 4 校内における研修体制

- ・いじめ未然防止に関する研修
- ・いじめの対応・心のケアに関する研修
- ・児童の自尊感情や自己肯定感を高める研修
- ・人権教育プログラムを活用した研修
- ・教育相談体制に関する研修
- ・著名人（オリンピック・パラリンピアン）等と一体になった啓発活動
- ・いじめ防止対策推進法・いじめ防止基本方針等の周知等に関する研修
- ・東京都教育委員会「SNS 東京ルール」から「SNS 学校ルール」・「SNS 家庭ルール」作り

### 5 検証と改善

- ・学校生活アンケート結果の実態分析（年3回）
- ・関係機関と連携した事例検討会の実施
- ・学校いじめ防止基本方針、いじめ対策委員会の毎年の見直しと改善。

○「いじめ防止対策推進法」(以下法)および「東村山市いじめ防止等のための基本的な方針」(以下方針)に基づき、いじめもしくはいじめの疑いのある事案については、以下のフローチャートに沿って対応する。



いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。

- ① 被害者に対するいじめ行為が止んでいる状態が少なくとも3か月継続していること。
  - ② 被害者がいじめ行為により心身の苦痛を感じていないことが認められること。
- ※「いじめ対策委員会」において被害児童の状況等を総合的に検討した上で、校長が判断する。